

経済産業省

20180501 貿局第2号
輸出注意事項30第11号
経済産業省貿易経済協力局

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」の一部改正について

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年6月1日から施行する。

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」（平成5年3月31日付け輸出注意事項5第8号）

改正後	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の37の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある希少野生動植物種の個体等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成5年4月1日から下記により行います。</p> <p>なお、別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第4条第2項に規定する希少野生動植物種（同条第5項に規定する<u>特定第一種国内希少野生動植物種</u>を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）別表第2の表1に掲げる種に限る。）の<u>同法第6条第2項第4号</u>に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する場合の輸出についても同様とし、平成14年12月9日から実施します。</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の37の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある希少野生動植物種の個体等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成5年4月1日から下記により行います。</p> <p>なお、別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第4条第2項に規定する希少野生動植物種（同条第5項に規定する<u>特定国内希少野生動植物種</u>を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）別表第2の表1に掲げる種に限る。）の<u>同法第6条第2項第3号</u>に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する場合の輸出についても同様とし、平成14年12月9日から実施します。</p>
記	記
<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の37の項の中欄に掲げる種の保存法第4条第2項に規定する希少野生動植物種（同条第5項に規定する<u>特定第一種国内希少野生動植物種</u>を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、施行令別表第2の表1に掲げる種に限る。）の<u>同法第6条第2項第4号</u>に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品であり、次のものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 施行令別表第1（別表第3に掲げる種を除く。）に該当する貨物にあつては、施行</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の37の項の中欄に掲げる種の保存法第4条第2項に規定する希少野生動植物種（同条第5項に規定する<u>特定国内希少野生動植物種</u>を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、施行令別表第2の表1に掲げる種に限る。）の<u>同法第6条第2項第3号</u>に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品であり、次のものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 施行令別表第1（別表第3に掲げる種を除く。）に該当する貨物にあつては、施行</p>

令第7条第1項第2号に規定する環境大臣の認定書 原本及びその写し2通

④～⑦ (略)

⑧ 別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物であつて、種の保存法第4条第2項に規定する希少野生動植物種(同条第5項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、施行令別表第2の表1に掲げる種に限る。)の同法第6条第2項第4号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する貨物にあつては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく輸出の許可を証する書類の写し 2通

⑨ (略)

(注1)～(注5) (略)

4 (略)

令第3条第1項第2号に規定する環境大臣の認定書 原本及びその写し2通

④～⑦ (略)

⑧ 別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物であつて、種の保存法第4条第2項に規定する希少野生動植物種(同条第5項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、施行令別表第2の表1に掲げる種に限る。)の同法第6条第2項第3号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する貨物にあつては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく輸出の許可を証する書類の写し 2通

⑨ (略)

(注1)～(注5) (略)

4 (略)